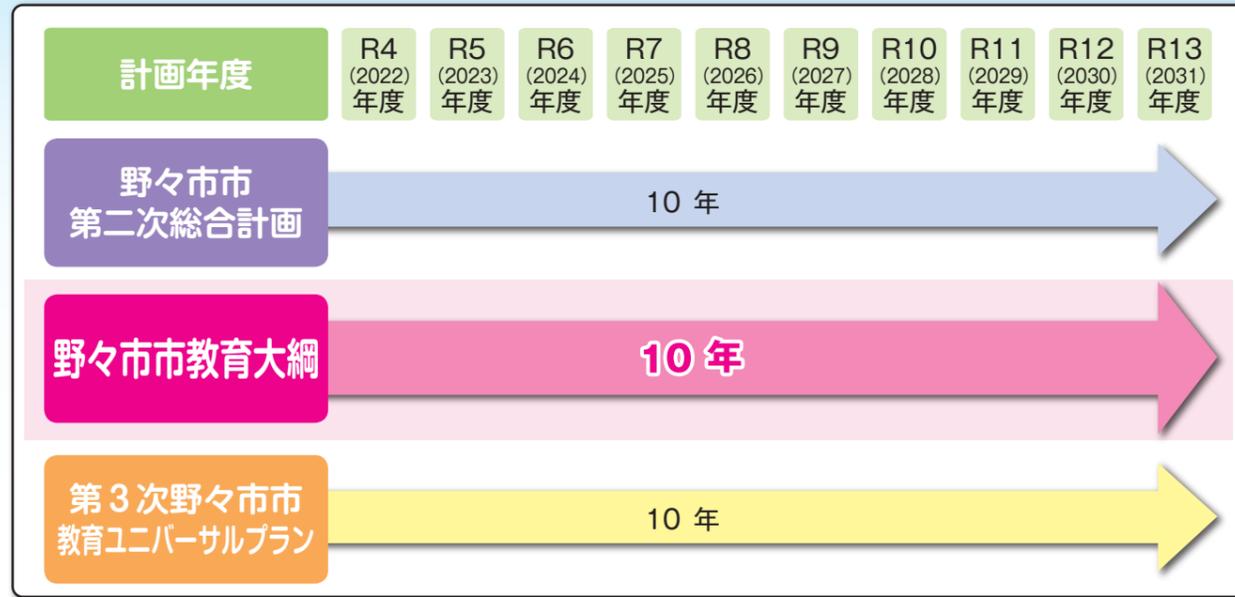


大綱の期間



関係法令

「野々市市教育大綱」の法的な位置づけ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

「教育ユニバーサルプラン」(教育振興基本計画)の法的な位置づけ

教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

野々市市教育大綱



野々市市教育大綱

令和4(2022)年3月

発行：野々市市 編集：教育委員会事務局 教育総務課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地 TEL(076)227-6113 FAX(076)227-6258

野々市市教育大綱の趣旨

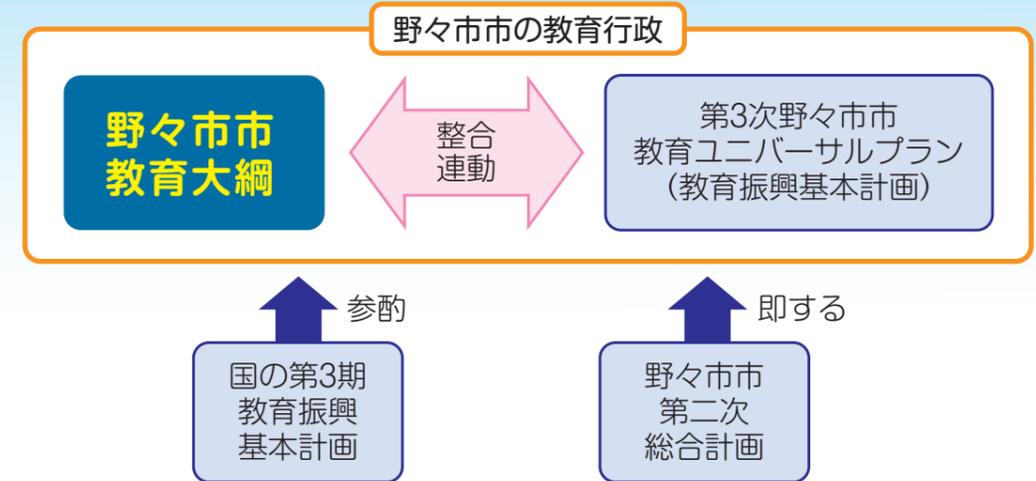
「野々市市教育大綱」は、国の教育振興基本計画を参酌し、「野々市市第二次総合計画」に即して策定しています。また、「第3次野々市市教育ユニバーサルプラン」(教育振興基本計画)との整合性、連動性を図っています。

基本理念

「あらゆる世代が交流しながら 生涯にわたって学び 楽しめるまち」をめざした教育の推進

- 一人ひとりの学びが多くの人との出会いによって一人ひとりの夢がかなう「まち」
- 仲間同士の学び合いが多くの人々の共感を得ることによってみんなの夢がかなう「まち」
- まち全体が学びの空間となる「わたしのまち」ののいち

大綱の位置づけ



大綱の体系

「あらゆる世代が交流しながら 生涯にわたって学び 楽しめるまち」をめざした教育の推進

基本目標 1 学校教育の充実

・地域や学校の実態、児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、確かな学力(知)、豊かな人間性(徳)、健康・体力(体)の調和のとれた児童生徒の育成をめざします。

基本目標 2 みんなで取り組む青少年の育成

・未来を担う「ののいちっ子」の生きる力の育成に向け、子どもたちの学びにおける探究課題やさまざまな生活上の課題について、家庭・地域・学校が一緒になって取り組もうとする風土の醸成をめざします。
・地域の企業やNPOなどさまざまな団体と連携し、地域全体で子どもたちの成長を見守り、支える環境を整えます。

基本目標 3 生涯学習の充実

・市民の誰もが、生涯を通じて学ぶことができる機会や環境の充実をめざします。
・学びを通じた世代間交流や相互に学び合う機会を拡充し、学びの成果が地域の活性化につながるまちをめざします。

基本目標 4 文化活動の充実

・市民が生きがいや心の豊かさを実感できるよう、日頃から、野々市市の歴史・文化・芸術に親しむ機会や文化活動に参加できる機会の充実をめざします。
・市内の伝統文化や文化財の保護・保全を行うとともに、市民が文化施設を利用しやすい環境を実現します。

基本目標 5 スポーツ活動の充実

・誰もが気軽にスポーツに親しみ、生涯にわたる健康的な体づくりができる機会の充実をめざします。
・幅広い世代の市民が、スポーツイベントやスポーツ団体の活動への参加、プロスポーツ選手との交流などを通じ、人と人とのつながりをはぐくむことができるまちをめざします。

基本目標 1 学校教育の充実

(1) 確かな学力をはぐくむ教育の推進

- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(2) 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(3) 健やかな体をはぐくむ教育の推進

- 2 健康をゼロに
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(4) 安心、快適な学習環境づくり

- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

基本目標 2 みんなで取り組む青少年の育成

(1) 地域と共にある学校づくり

- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(2) 青少年の健全育成

- 4 質の高い教育をみんなに
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(3) 学び合う、支え合う地域社会づくり

- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

基本目標 3 生涯学習の充実

(1) 多種多様な学びの機会の提供

- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(2) ささまざまな世代の社会参画と交流機会の提供

- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を實現しよう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(3) 生涯学習施設の利用促進

- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

基本目標 4 文化活動の充実

(1) 市民文化・市民芸術の活性化

- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(2) 文化財と文化資産の保全・再整備と活用

- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

基本目標 5 スポーツ活動の充実

(1) 生涯スポーツの普及と振興

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(2) スポーツ団体の育成

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

(3) スポーツ施設の利用促進と整備

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

※教育大綱は持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいます。